

うきは市農業委員会第31回総会議事録

〔開催日時〕 令和2年9月10日（木）午後1時30分から

〔開催場所〕 るり色ふるさと館

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第7号 非農地判断について

報告第1号 永小作の解約について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第4号 耕作台帳名義人変更届について

報告第5号 農地証明願について

報告第6号 公共事業に関する農地の一時転用届について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 赤司 正光 9番 堀江 清成

2番 山下 保則 10番 竹石 正芳

3番 吉瀬 正毅 11番 樋口 美智子

4番 石井 好人 12番 堀江 裕一郎

6番 佐藤 景一 13番 樋口 健次

7番 尾花 里美 14番 佐藤 春義

8番 梶村 輝明

（農業委員会職員）

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第31回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は8番委員と9番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1上程)

事務局 (議案1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。土の山も小さくなっており、左右の農地には今のところ影響ないと分科会では判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 先ほどの説明の通りです。申請人は自分の農地の土地改良をするために土の置き場として現在一時転用をしているのですが、コロナの影響で常会が開くことができず、区長の印鑑がもらえないため期間の延長という事です。本人は許可がもらい次第、速やかに元の状態に戻すとの事でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 区長の許可を得ていないのに、なぜ農業委員会で審議する必要があるのですか？地元の理解を得てから、農業委員会で審議するべきだと思うのですが。

事務局 同意を得ているのであれば、すぐに着工して下さいという話になろうかと思いますが、今回はコロナの影響で同意が得られていないため着工できないという事です。仮に同意が得られなかった場合は別の所に移して下さいという話をすべきと思っております。

12番 延長する理由は？ずっと土場にするといい事にならないですか？

事務局 今回の申請を出さないと違反転用になってしまいます。また、本人ともできるだけ早期完了を。という事で何度も話をしております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 次に議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。議案2-1を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長が担当委員でもありますので分科会長の意見と担当委員の意見をまとめて説明をお願いします。

分科会長 先ほどの説明の通りです。申請人はここでまずは数人でパン愛好会というような形で活動し、いずれはパン教室・販売をやりたいという事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。申請地は既に譲受人が家への進入路として利用しており、今回、贈与で正式に地目変更という事です。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 先ほどの説明の通りです。譲渡人は既に転居しており、以前からこのような形でしたので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 次に議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。議案3-1を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1上程)

事務局 (議案3-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長が担当委員でもありますので一括して説明をお願いします。

分科会長 先ほどの説明の通りです。本来ならば南東の方から入るように計画しておりましたが、その部分が他の人の農地という事が判明したため、北西の方から入るとの事でした。宅地に囲まれている所でもありますので特に問題ないと思います皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4番 昔、既に許可を受けているのであればそこは宅地なのでは？

事務局 農地に戻せない状態にならないと宅地にはなりません。
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第 3 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 2 上程)

事務局 (議案 3 - 2 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

13 番 申請地は平成 30 年に農振除外をしていた場所で、その時に勘違いをして除外できたから、もう植えていいと思ってしまったようです。道も悪く、農地まで行くのが困難な場所です。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 この話ですと、とりあえず植えて始末書をつけて転用申請をすればいいという事になってしまいますが、それでいいのでしょうか？

事務局 今回の場合は以前、農振除外申請した時に山林転用をするという事で聞いており、それを県の方も了解した上で農振除外をしております。本来なら、その後転用申請という事になるのですが、申請者は農振除外ができたので、植林して良いと勘違いをしてしまい転用申請をする前に植えてしまったとのことでしたので、やむを得ないのかなと考えております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当し、県の方に進達します。

議長 次に議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。議案 4 - 1 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 - 1 上程)

事務局 (議案 4 - 1 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 申請地と隣接している農地は現状では一枚の田で、水の入口と落ち口を共同で使わないといけない農地になっております。譲受人は下限面積は満たしておりますが、譲渡人は遠方に住んでおり、以前から既に譲受人が耕作していた農地でありますので例外規定を適用して問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 4 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。
議長 続きまして議案第4-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-2上程)

事務局 (議案4-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私と1番委員ですので、まず1番委員の説明を求めます。
1番 先ほどの説明の通りです。農業次世代投資事業で給付金をもらっているため名義変更をしないといけないという事で今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

16番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第4-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-3上程)

事務局 (議案4-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 先ほどの説明の通りです。親子間での贈与という事です。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第4-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-4上程)

事務局 (議案4-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 先ほどの説明の通りです。譲受人が労力不足という事で隣接地を耕作している譲受人が耕作していくという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第4-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-5上程)

事務局 (議案4-5 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6番 譲渡人は5年ほど前から体力が衰えてきており、申請地も荒れておりました所、譲受人が譲受て柑橘類を栽培していくとの事でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第4-6を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-6 上程)

事務局 (議案4-6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11番 先ほどの説明の通りです。譲渡人はうきは市に家と農地がありますが、遠方にお住まいの為、管理が難しい状態でした。しかし、今回家の方を譲受人の娘さんが住むことになり、その時ついでに農地も譲り受けるという話になったようです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 続きまして議案第4-7を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-7 上程)

事務局 (議案4-7 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 先ほどの説明の通りです。こちらも農業次世代投資事業による名義変更になります。ご審議をよろしく申し上げます。

局長 この農業次世代投資事業で親の家業を継承する場合はスタートから5年以内には名義を変更しないとイケないという事になっております。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-7に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで許可とします。

議長 続きまして議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第5号1・2上程)

事務局

(議案第5号1・2説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で、うきは市長に報告します。

議長

続きまして議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(利用権設定)について を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局

(議案第6号説明・朗読)

議長

レインボーファームの研修生が借りるものとなっております。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4番

1年2カ月という事ですが、何故このような期間になっているのですか？

議長

基本的な利用権の公告日である6月と11月に合わせるためのものであります。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事でうきは市長の方に報告します。

議長

続きまして議案第7号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第7号上程)

事務局

(議案第7号説明・朗読)

議長

それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長

先ほどの説明の通りです。20年以上宅地の一部として利用されていたそうです。課税も宅地課税になっておりますので、やむをえないのかなと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

9番

先ほどの説明の通りです。現況は自宅の進入路と化しており、やむをえないのかなと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第7号に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で非農地と判断します。

議長

それでは報告に移りたいと思います。事務局説明をお願いします。

~~~~~  
(報告第1・2・3・4・5・6説明朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印